# 改正まちづくり3法と小売業の出店政策

# 佐 藤 研 司

キーワード ---

小売業の出店規制 まちづくり3法 改正まちづくり3法 中心市街地活性化法 都市計画法 大規模小売店舗立地法 近隣商圏対応型ショッピング・センター ライフスタイルセンター

#### 目 次

#### はじめに

- 1. 小売業に対する出店規制の流れ
- 1) 百貨店法・第2次百貨店法による規制
- 2) 大規模小売店舗法による規制
- 3) まちづくり3法による規制
- 2. 改正まちづくり3法
- 3. 改正まちづくり3法施行による影響と対応策
- 1) 10,000㎡フォーマットの NSC
- 2) 中心市街地への回帰
- 3) アメリカのライフスタイルセンター
- 4) 日本でのラフスタイルセンター
- 5) タウンセンター開発
- 4. 改正まちづくり3法の今後の課題

#### はじめに

2006年に中心市街地活性化法,都市計画法の改正および大規模店舗立地法の指針の改定がなされ、翌07年11月に商業政策の基本となる、いわゆる改正まちづくり3法が施行され小売商業のあり方が新しい段階に入った。本稿は、改正まちづくり3法による新たな枠組みが今後のわ

が国の小売流通にどのような影響を及ぼすのか について考察したものである。なお,本稿は 2006年度国内研究員としての報告を兼ねている。

# 1. 小売業に対する出店規制の流れ

2007年11月に改正まちづくり3法が完全施行されることなり、わが国の小売業における出店政策の方向性が大きく変わることになった。歴史的に、わが国の小売業は生業・家業を基本とした零細・中小規模の事業主体が、その数を減らしてはいるものの依然として多数を占め、日本型流通と言われる、建値制や返品制といった継続的な取引関係をベースとしたわが国独自の商習慣や、多段階な流通経路、メーカーによる流通の系列化など、効率という面でたくさんの問題を抱えたままの状態で発展、推移してきた。

### 1) 百貨店法・第2次百貨店法による規制

これまでの小売業に対しての行政の考え方は、 大規模小売業と、零細・中小規模小売業の共存 を維持するというコンセプトが貫かれてきた。 1937年に百貨店法が施行され、その第7条において「百貨店業者ハ其ノ統制ヲ図リ小売業ノ円満ナル発達ヲ期スル為主務大臣ノ認可ヲ受ケ百貨店組合ヲ設立スルコトヲ得」<sup>11</sup>と規定され、出店、増床は主務大臣の許可が必要であり、閉店時間、休業日は政令によって定められていた。わが国の百貨店業態は、1904年に三井越後屋を前身とする三越百貨店が東京に開業したのが始

http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hs12-76+.htm

<sup>1)</sup> 中野文庫

図-1 小売業の推移

(単位:件)

	1994年	1997年	1999年	2002年	2004年	2007年
事業所数	1,499,948	1,419,696	1,406,884	1,300,057	1,238,049	1,136,755
販売額	1,433,250	1,477,431	1,438,325	1,351,092	1,332,786	1,345,716
売場面積	12,162	12,808	13,387	14,062	14,413	15,491

商業統計を編集

事業所数:件 販売額:億円 売場面積:万㎡

図-2 小売業規模別推移

(単位:件)

	1994年	1997年	1999年	2002年	2004年	2007年
事業所数	1,499,948	1,419,696	1,406,884	1,300,057	1,238,049	1,136,755
4人以下	1,135,716	1,059,305	983,221	887,035	828,326	755,990
5人-49人	354,180	349,228	408,901	397,482	393,680	365,135
50人以上	10,052	11,166	14,762	15,540	16,043	15,630

商業統計を編集

まりで、明治末から大正にかけて全国各地で呉 服屋を前身とする百貨店が多数開業してきた。 その後, 昭和初期にかけて, 大手私鉄各社が ターミナル駅に系列の百貨店を併設するなど, 1960年代まで都市部を中心とした出店を続けて きた。開業当初の百貨店は、高級品や輸入品な どの日常生活とは無縁の商材を中心に取扱って きたこともあり、一部の都心部を除き、最寄品 を取扱う小売業との棲み分けがなされていた。 1930年代の世界恐慌のあおりを受けて、百貨店 が日用品分野に本格的に参入してきたことを契 機に、零細・中小小売業の保護を目的とした百 貨店法が施行されることになった。

第2次世界大戦を境に、国内の物資不足や店 舗の消失など、さらには、戦後の施設の接収に より百貨店は事業活動を停止せざるを得ない状 況となり、1948年に同法は廃止されることに なった。戦後の復興期、大小さまざまな小売業 が誕生し、駅前を中心に商店街を形成して行く ことになった。その後の経済復興の中、百貨店 が復興をとげ、既存の小売業との競争が激しく なるのを受けて、1956年に第2次百貨店法が成 立し、再び大型店に対しての出店規制が始まっ た。同法では、売り場面積1500㎡(都市部にお いては3000㎡)を超える物品販売業を百貨店と 規定し.「許可の申請があつた場合において. その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動 に影響を及ぼし, 中小商業者の利益を著しく害 するおそれがあると認めるときは、許可をして はならない |2)としている。その後、高度経済 成長期に突入し、新たな小売業態となるスー パーマーケットの誕生につながっていく。

#### 2) 大規模小売店舗法による規制

高度経済成長は、製造業における大量生産体 制の整備が進み、生活に必要とされる物資が安 定的, 大量に供給される仕組みが出来上がり, それを確実に消費者に送り届ける仕組みとして スーパーマーケットという業態を生み出すこと につながっていく。大量生産、大量販売という 仕組みが消費の拡大を促進し、消費の拡大が経 済の成長を支えるという「成長のスパイラル| が高度経済成長といえる。こうした流れの中で, 小売業の主役に躍り出たのが当時の新興勢力で あったスーパーである。後にダイエーを率いる

#### 2) 第2次百貨店法

http://www.shugiin.go.jp/itdb\_housei.nsf/html /houritsu/02419560523116.htm

中内功,イトーヨーカドーの伊藤雅俊,ジャスコの岡田卓也,西友の堤清二等々,わが国の小売業に大きな変革を起こした面々が日本型のスーパーを小売業の主役の座に押し上げていった。日常最寄商材をセルフサービス,大量仕入という手段で安価に提供するスーパーの登場により,百貨店を規制の対象とした第2次百貨店法はその役割を終え,規制の対象は新興勢力であるスーパーに向けられることになる。

1974年に大規模小売店舗法 (大店法) が施行 され、一定以上の売り場面積を持つスーパーの 出店が規制されることになる。大店法は、「消 費者の利益に配慮しつつ、大規模小売店舗にお ける小売業の事業活動を調整することにより. その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正 に確保し、小売業の正常な発展を図り、もって 国民経済の健全な発展に資することを目的とす る (同法第1条)」と規定され、中小小売業に 自助努力を求めながらも、彼らの事業機会の確 保を目的とした法律であった。その運用に関し ては、大型店の出店が周辺の中小小売業者に影 響を与えるおそれがあるかどうかを事前審査し. 必要に応じて売り場面積、開店日、閉店時刻、 休業日数(調整四項目)について変更を勧告す るというものであり、調整権者は主務大臣(第 1種)、都道府県知事(第2種)となっている が、実質的な調整は設置申請のあった市区町村 の設置される商業調整協議会(商調協)に委ね られることになった。商調協は地元小売業の代 表、消費者の代表、学識経験者によって構成さ れ、消費者の利益にも一定程度配慮する形に なっているが、実質的な議論形成は地元小売業 者と出店者との調整に終始することになり、大 型店の出店は事実上困難な状態となる。対象と なるのは店舗面積1500㎡(指定都市は3000㎡) 以上とされたが、1980年代に入り大店法の運用 は強化され500㎡以上の出店が対象となるなど 実質的に大型店舗の出店が不可能な状態となっ た。しかしながら、こうした大型店の出店規制 という一連の流れは、結果として零細・中小小 売業の事業機会保護という意味では、その成果

を現すことはなかった。一つには、大型店が商調協との協議を必要としない郊外への出店を加速させたこと、また、市街地を中心に店舗面積500㎡未満の小型店舗が大量に出店してきたこと、さらには、大型店の出店が規制されたことで、既存大型店の競争が抑制され体力強化につながるなど、零細・中小小売業の保護とは反対の方向に動き始めた。特に、大型店の郊外化は中心市街地の空洞化という深刻な問題を引き起こすことになる。

しかし、大店法の運用についての議論が積極 的に行われることなく、1990年の日米構造協議 という外圧によるしかなかった。90年4月の中 間報告で大店法の見直しが約束され、94年に産 業構造審議会の答申を受けて、大店法が規制緩 和の方向で改正され、2000年には廃止という流 を作り出した。1980年代を通じてアメリカの貿 易不均衡による赤字解消の圧力が、日本の規制 緩和を促進させ、その象徴としての大店法改正 が行なわれた。1992年、規制緩和の第1号とし てアメリカの玩具小売業であるトイザラスが日 本進出を果たし、そのオープニング・セレモ ニーに時のアメリカ大統領であったブッシュ (父)が出席し、国内外に大きな話題を提供し たことでも分かるように、大店法の改正は政治 的にも大きな意味を持っていた。

#### 3) まちづくり3法による規制

大店法の廃止に伴い、これに代わる新たな法体系として「まちづくり3法」と言われる新たな法律が施行されることになった。まちづくり3法とは、1998年に施行された「中心市街地活性化法」、同年の改正された「改正都市計画法」、さらに、2000年に施行された「大規模小売店舗立地法」の3つの法律の総称である。

#### ① 中心市街地活性化法

1998年に施行された中心市街地活性化法は, 1973年に施行された「中小小売商業振興法」, 91年の「特定商業集積の整備の促進に関する特 例措置法」の流を受け継ぐ法律であり、これま で国が主導してきた地域における市街地の整備

改善や商業等の活性化対策を、関係省庁、地方 公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ の地方が主導的に推進することにより、地域の 振興と秩序ある整備を図ることを目的として制 定されたものであり、いわば、地方分権の先駆 け的法律であった。中心市街地は、様々な都市 機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統を育 み、各種の機能を培ってきた。しかしながら、 近年の消費者のライフスタイルの変化等を背景 として、中心市街地における居住人口の減少や 空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下 など、中心市街地の空洞化が深刻化している。 こうした状況に、それぞれの地域が創意工夫を 持って対応すべく制定されたのがこの法律であ る。計画策定にあたり地域住民の理解と協力を 得るとともに、民間事業者の活用を図ることを 求めている。中心市街地の活性化には、新産業 育成. 商業活性化. 都心居住の推進. 地域文化 の再興などさまざまな分野があり、行政のリー ドも重要ではあるが、景観に配慮した街路空間 の整備. 公共交通機関の高度化. 地域情報メ ディア整備. 福祉厚生サービス基盤などの新し い時代に向けた都市基盤ストックの充実にウェ イトをおくことが期待され、民間事業者との役 割分担が重要とされている。中心市街地活性化 策を有効に進めるには、さまざまな取り組み主 体が有機的な連携を保ちつつ施策を実践してい くことが必要であり、市民、企業、地方公共団 体、商工会議所もしくは商工会、商店会、自治 会等の既存の主体はもとより、まちづくりをマ ネージメントする機関として、 さまざまな主体 と関わり合い総合的に調整を行う組織である TMO (Town Management Organization) が 組織化された。市町村のマスタープランにした がって、中心市街地の商業地全体をひとつの ショッピング・モールと見立て、総合的かつ独 自の優れた計画によって推進される事業を実施 し中心市街地の運営・管理(タウンマネージメ ント)を行う機関としての機能が期待された。 まちづくりのハード整備だけでなく、活性化を 図るべくソフト面での企画推進が TMO に求め

られることとなった。TMO はまちづくりを推進していく主体であり、次のような機能を有することにより中心市街地活性化を先導する役割を果たすことができると考えられた。

- まちづくり全体の牽引役(パイオニア)
- 地方公共団体や市民・事業者等との総合調整 (コーディネイター)
- 地方公共団体の包括的活動の補完・補佐(サポーター)
- 市民や事業者が行う地域整備への積極的な参 画(ディベロッパー)
- 各種公的機関との連携により市街地環境の適正な管理・運営(マネジャー)

しかしながら、商業振興等の活性化事業につ いては、市町村が基本計画の策定を行うのみで、 その後のフォローが不足していたり、推進機関 である TMO の役割が商業の活性化に偏り、多 様な視点からのまちづくりが行われていなかっ たり、行政等との役割分担があいまいで責任の 所在が不明確になりがちとなるなどいくつかの 問題点も浮上している。また、財政的な問題か ら専任の運営スタッフを置けない TMO が多く、 事業を推進するにあたってのノウハウを持った 人材も不足している。TMO の母体となってい るのは、商工会議所が7割、第三セクターが3 割といわれる。商工会議所型 TMO は既存の組 織が母体であるため、財政的には安定するが、 元々加盟企業の調整機関であり、事業を主体的 に進められず企画・調整の役割にとどまり、ま た、利害が一致しなかった時のコンセンサス形 成が難しく意思決定に手間取る等のデメリット がある。逆に、第三セクター型 TMO の場合は、 収益事業の主体となることができ意思決定が早 い等のメリットがあるが、経営基盤(財政面) が脆弱という問題を抱えている。また法の主旨 とは別に、活性化事業に関わる TMO、商工 会・商工会議所、商業者、行政等の連携・協力 体制が確立していなかったり、地域活性化への 意識が低かったり、考え方が統一されていない ため積極的な参加が得られにくいなどの問題も 表面化している。

#### ② 都市計画法

都市計画法は、国土の有効利用を図ることを 目的として制定された法律であり、1998年に地 域の実情に応じた柔軟な都市づくりを目的とし て旧法が改正された。地域の将来像に合った土 地利用のため、 市町村に権限が委譲され独自に 様々な用途の地域を定めることを可能にし、商 業施設の立地調整を含む土地利用規制(ゾーニ ング)が推進されることを目指した。中心市街 地活性化法の目指す、地域が独自に企画推進す るまちづくりを土地の利用計画という側面で支 えるものであり、市町村を単位として土地利用 の用途を定めることにより、計画的な開発・整 備を促すことを主旨としている。しかし、全国 土の70%以上を占める地域が開発規制の対象外 であり、この開発規制対象外の土地については 農地として農業振興の観点から規制される以外 で開発が規制されることはない。また、農地が 他の用途に転用された場合. 都市計画の観点か らも農業振興の観点からも規制がかからなくな るという問題もあり、農地転用後の土地に大型 店が出店する例が目に付くようになってきた。 また、開発を抑制する市街化調整区域では原則 全ての開発行為が規制されるが、学校・病院等 の公共公益施設の建築を行う場合はこの開発許 可が不要であるため、公共施設を併設した開発 も行われている。

# ③ 大規模小売店舗立地法(大店立地法)

大型店の店舗面積や閉店時間等の調整を行っていた大店法の廃止と同時に施行され、大型店の出店や増設に際し、駐車場の整備や、騒音・廃棄物の抑制等、周辺の環境への配慮を求めるものである。同法の下では、環境に配慮すれば、大型店の出店は原則自由であり、商業施設を適正な立地場所に誘導する機能は、都市計画法にゆだねられている。大店立地法は、大型店に対し周辺地域の環境への配慮を求める社会的な規制であり、大型店が及ぼす広域的影響や、商業施設が住民生活に必要なインフラであるという経済的側面については考慮されていない。また、同法に沿って出店する場合、郊外の方が、配慮

を要する周辺住民等が少なく, 地価が低いため 駐車場整備費用などコストを抑えることができ, 郊外出店を促進したともいわれている。

図-3 ショッピング・センター開発の推移 (2007年12月末現在) (単位:件)

	総数	2002	2003	2004	2005	2006	2007
開設数	2,804	54	50	62	61	78	89
中心地型	719	1	9	11	6	15	21
郊外型	1,461	30	32	44	48	54	61

日本ショッピングセンター協会資料を編集

#### 2. 改正まちづくり3法

大店法に代わるルールとして登場したまちづくり3法は、地域それぞれの特性を生かした独自の開発計画をサポートするという、地方分権の流れを先取りするものであり、開発の是非を含めて地方自治体にその権限を委ねるという新たな試みであった。しかし、実際の運用においては多くの自治体が主体的に動けたわけではなく、特に、地元零細・中小小売業と大型小売業との出店調整に関しては、主旨に反して大型店の郊外出店と中心市街地の空洞化の促進という皮肉な結果に終わっている。こうした状況を踏まえ、2006年にまちづくり3法の改正が行われ、2007年11月から完全施行されることとなった。

改正の大きなポイントは、国が主導的に中心 市街地に関する施策を総合的に推進し、内閣に 中心市街地活性化本部を設置、本部は基本方針 案の作成や地方自治体から認定申請がなされた 地域開発の基本計画について内閣総理大臣に対 して意見具申を行う。内閣総理大臣による認市 制度を創設し、活性化に意欲的に取り組む市可 村を選択と集中により重点的に支援していると かて中央に集約し、同時に、選択と集中と表現 めて中央に集約し、同時に、選択と集中と表現 されているように開発支援を重点配分するとい う大きな方針変更がなされた。くわえて、コンパ クトシティ)」と定め、商業の活性化やハード 面の整備に留まらず多様な都市機能の中心市街 地への集約を行うことでまちの活性化を図る。 中心市街地での住宅供給を促進するための支援 を行い、公共公益施設の建設や、空きビルの転 用に伴う改修等に対して支援を行い、都市機能 の中心市街地への誘導を図ることを旨として いる。

こうした中心市街地の再開発をバックアップする意味合いを含めて、都市計画法の改正は、大規模集客施設の郊外への出店を規制し、郊外への都市機能の拡散を抑制することを目指している。延べ床面積が10,000㎡を超える施設の出店を原則抑制し、さらに、出店可能な地域を商業地域、近隣商業地域、準工業地域(地方都市の準工業地域は抑制)にのみ限定することで、これまで抜け穴とされてきた規制の網をより強固なものとしている。

また、これまで機能不全といわれてきた TMOを発展的に改組し、商工会・商工会議所 等に加え、市街地の整備や住宅開発等を行う事 業者など多様な関連主体が参加する「中心市街 地活性化協議会」を新設する。協議会は基本計 画に対する関係者の意見をとりまとめて市町村 と協議したり、基本計画に基づく事業を実施す る各主体が事前協議を行ったりする場とする。 開発の当事者を協議会にくわえることで、議論 が機動的に効率よく進められることを目指して いる。

以下、改正の主要点を整理する。

① 実効性のある活性化事業(中心市街地活性 化法の改正)

中心市街地の活性化策を強化するため、中心 市街地活性化法を改正して国主導の認証制度を 導入し、意欲ある自治体を取捨選択し重点的な 支援の仕組みを行ない、国と地方自治体の連携 の取れた推進体制の整備等を行う。

• 市街地の整備改善や商業等の活性化にとどまらず、より広範囲な魅力ある生活空間としてのまちづくりを目指して「中心市街地の活性化に関する法律」へ名称変更する。また、多

様な魅力を持った中心市街地の形成に向け関係主体が連携して取り組み、それに対し国が集中的・効果的に支援を行うという、活性化の基本理念を新たに定める。

- 内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性 化本部を設置して、これまでばらばらに行な われてきた関連省庁の連携・調整を図り施策 の総合的な推進体制を整える。また、活性化 事業の実施状況のチェック等も行うと同時に、 市町村が策定した活性化計画について、実現 可能性や活性化への寄与度を基準とし、内閣 総理大臣が認定を行う制度を導入する。国が 認定した基本計画に沿った商業活性化等の事 業に対して、補助事業の実施等の支援を重点 的に行う。
- TMO を発展的に改組し、これまでの TMO メンバーに加え、市街地の整備や住宅開発等を行う事業者等、多様な関連主体が参加する中心市街地活性化協議会を新設する。協議会は、基本計画に対する関係者の意見をとりまとめて市町村と協議したり、基本計画に基づく事業を実施する各主体が事前協議を行ったりする場とする。これにより、商業関係者、開発事業者、住民を代表する NPO、市町村等まちづくりに関連する多様な主体が目標を共有し、連携をとりつつ、効果的に事業を推進できる体制を整備する。
- ② 市街地への都市機能集約(中心市街地活性 化法の改正)

市街地での質の高い生活空間の確保(コンパクトシティ)という側面から、商業の活性化やハード面の整備に留まらず、多様な都市機能の中心市街地への集約を行う。

- 中心市街地における住宅供給を促進するための支援として、国に認定された基本計画が定める中心市街地でのマンション建築費用の助成等を行う。また、公共公益施設の建設や、空きビルの転用に伴う改修等に対して支援を行い、都市機能の中心市街地への誘導を図る。
- 中心市街地において、空き店舗対策等の迅速

な活性化が必要と考えられる「特例区域」を 都道府県が指定できることとする。指定され た特区内に大型店が出店を計画する場合,大 店立地法の特例として地域説明会等の手続き を免除するなど大型店側の負担を大幅に緩和 する。

# ③ 適正な立地誘導(都市計画法の改正)

都市計画法の改正案は、大規模集客施設の立 地調整の仕組みを適正化し、郊外への都市機能 の拡散を抑制するものである。ここに規定する 大規模集客施設とは、延べ床面積が10,000㎡を 超える施設を指し、店舗以外にも、飲食店、映 画館、展示場等が含まれる。

• 大規模集客施設は、三大都市圏においては原則、商業地域、近隣商業地域、準工業地域にのみ立地可能とする。地方都市の準工業地域は原則として大規模集客施設の立地を抑制することとする。また、市街化調整区域内の開発許可制度を見直し、一定の条件を満たす大

規模開発を例外的に許可する規定を廃止する。 さらに、用途地域が定められていない地域に おいても、原則、大規模集客施設が立地でき ないよう準都市計画区域制度を見直し、農地 を含め秩序ある土地利用が必要な区域に、幅 広く準都市計画区域を指定できるようにする。

- 都道府県が広域的な視点から立地を調整できるような仕組みを整備する。市町村が用途地域の変更等を行う場合には、都道府県知事の同意が必要となるが、その際、関係する他の市町村の意見を求めることを可能とする。また、準都市計画区域の指定権者を、現行の市町村から、広域的視点で指定が行える都道府県に改める。
- 現行では都道府県の開発許可が必要ない、学校・病院等の公共公益施設の建築を目的とする開発についても、開発許可制度を見直し許可の対象とする。

図 - 4 月	用途地域における	出店の可否(	(国土交通省資料を編集)
---------	----------	--------	--------------

			現 行	改正案	
	(全国土に占める割合 %)		床面積 3,000㎡超	3,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超
		商業地域,近隣商業地域 (0.38%)	0	0	0
		準工業地域 (0.52%)	0	0	△*
都	用 途 地 域 (4.8%)	工業地域 (0.27%)	0	0	× *
市計画区域		第二種住居地域,準住居地域 (0.29%)	0	0	× *
		第一種·二種低層住居専用地域,第一種·二種中高層住居専用地域,第一種住居地域(2.99%)	×	×	×
		工業専用地域 (0.39%)	× *	× *	× *
	市街化調整区域 (10.0%) 非線引き白地地域 (11.1%)		△**	× *	× *
			0	0	× *
都市	都市計画区域外(約70%)		一部の農地には, 運 用上, 準都市計画区 域を設定していない。	広く準都市計画区域を設定	

<sup>△\*…3</sup>大都市圏と政令指定都市を除く地方においては原則規制する。

<sup>△\*\*…</sup>原則不可だが、計画的な大規模開発は許可される。また、学校・病院等の公共公益施設の立地には許可が必要ない。 ×\*…原則不可。地区計画決定等の必要な手続きを踏めば立地可能となる。

# 3. 改正まちづくり3法施行による 影響と対応策

2007年11月に改正まちづくり3法が施行され、 郊外型の大型ショッピング・センターの開発が 抑制され、規模の拡大によって事業拡大を図っ てきた大手小売業を中心に、戦略の見直しが迫 られている。組織的に出店戦略を構築し、規模 拡大を図ってきた企業型の小売業(企業型小売 業と表記)にとって、事業拡大、すなわち、売 上げを伸ばす方策は、品揃えを拡大することで 来店客数を増やし、同時に、購入客単価を高め るか、あるいは店舗数そのものを増やすかのい ずれかである。品揃えを増やし来店客数を増や すには入れ物である店舗の大型化は不可避であ り、より投資効率のよい郊外型の大型商業施 設が急増した。大店法の廃止以降. いわゆる ショッピング・センター型商業施設を大都市周 辺部を中心に多数展開することで事業拡大を図 るというビジネス・モデルが企業型小売業を中 心に定着してきた。くわえて、新規事業として 商業施設開発を進める大手不動産デベロッパー や、海外のデベロッパーの参入も、郊外型大型 商業施設の増大に拍車をかけることになった。 その先頭を走ってきたのがイオン・グループで ある。「イオンモール(旧ダイヤモンドシ ティ)」は新しいタイプのショッピング・セン ターとして急速にその力を増してきた。一方で. 不動産大手の三井不動産が手がける「ららぽー と」も郊外型ショッピング・センターのけん引 役を果たしてきた。イトーヨーカドーを擁する セブン&アイ・ホールディングスや、わが国初 の郊外型ショッピング・センター玉川高島屋を 手がけた髙島屋系デベロッパーの東神開発. 外 資系のチェルシーはアウトレットモール業態で の事業展開を積極的に進めている。こうした戦 略の転換を迫られる中、いくつかの具体的な対 応策が見え初めている。

#### 1) 10,000㎡フォーマットの NSC

企業型小売業の躍進は、わが国の小売流通全

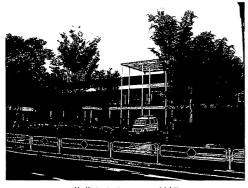
体の効率化を進め、消費者の利便性を高めるこ とに貢献してきた一面は否定しきれない。しか し、ここで改めて大型店の出店抑制という方針 が示されたことで、企業型小売業の成長戦略は 転換を迫られることになる。同法の施行により 大規模集客施設の郊外出店が規制されることで. その規制にかからない10.000㎡未満のNSC (Neighborhood Shopping Center:近隣商圏対 応型ショッピング・センター)の増加が見込ま れる。食品スーパーやドラッグストア、家電量 販店などが単店での出店か、あるいは、これら を核に少数の専門店を配置した小規模なショッ ピング・センターが住宅地周辺に多数出現する ことになろう。しかし、もともと規模の拡大に よって多数の顧客のニーズに応えるという大型 店の利点は失われ、顧客の側からも施設として の役割が限定されてしまうことで利便性が失わ れてしまうことは紛れもない事実である。イオ ン・グループが同法の施行を前に、将来への布 石として展開したのが「イオン豊中緑ヶ丘 SC」である。大阪府豊中市の住宅地に立地す る典型的な NSC であり、2006年11月にオープ ン、食品スーパーのマックスバリューを核店舗 に、売場面積8,697㎡、駐車台数300台、テナン ト数34店という構成になっている。テナントは 飲食が7店、ファッションが3店、雑貨物販が 7店、サービスが12店(内5店が病院・薬局の メディカル・モール)であり、最寄品購買やメ ディカル・モールなど日常生活に必要な最小限 の機能は備わっている。核店舗のマックスバ リューも売場面積2.196㎡とスーパーとしては 小規模であり、取扱商品もある程度絞り込まれ た品揃えとなっている。東京の郊外、立川市に 開設された若葉ケヤキモールもまた。10,000㎡ を意識した NSC 事例である。旧住宅公団の若 葉台団地に隣接する立地条件は、NSC という 新しい形の商業施設を試みるには最適の環境と いえる。開発主体は髙島屋系のデベロッパー東 神開発で、近年、アメリカで主流となりつつあ るライフスタイルセンターを志向して開発され た。2006年3月のオープン、延床面積が13.166 ㎡と10,000㎡をやや超過している。核店舗はリンコスという食品スーパーのマルエツが展開するハイグレード食品スーパーで、ドラッグストアや書店など23のテナントで構成されている。ライフスタイルセンターの特徴であるオープン



イオン豊中緑ヶ丘 SC 外観



店舗から見た周辺住宅地



若葉ケヤキモール外観

モールの形態をとっており、開放感のある施設 となっている。(以降の写真については筆者自 身で撮影したもの)

#### 2) 中心市街地への回帰

改正まちづくり3法のもう一つの課題は、中 心市街地に大型店を誘致できたとして、店は市 街地の高い地価に見合った売上を上げることが できるのかという問題である。小売業として集 客力の高い中心市街地は、立地条件としては最 も望ましいものである。郊外に出店し集客する ことの難しさを誰よりも理解しているのは小売 業者である。しかし、大都市の中心部はいうに 及ばず、地方都市の市街地も周辺に比べるとは るかに地価が高い。専門性の高い高級ブランド 店であれば多少の地価の高さをカバーする利益 を確保することができるが、日常消費を支える スーパーやドラッグストアにとって、地価に見 合った利益確保は至難の業である。大型店が中 心市街地を離れた元々の理由が地価問題にあっ たことを考えると、中心市街地への大型店の回 帰は実現困難といえる。イオン・グループが, 市街地に立地していたスーパー業態のジャスコ をテナントビル「フォーラス」に衣替えし、ア パレルや物販など、より高付加価値な店舗をテ ナントして誘致している。市街地のジャスコは 売場面積も小さく、平面が取れない分、高層化 した建物となっており、業態的に改装は無理と 判断したようである。

#### 3) アメリカのライフスタイルセンター

近年、アメリカでもあまりに大型化した商業施設に対して、使い勝手の悪さが指摘され、適切な大きさのショッピング・センターとして注目されているのがライフスタイルセンターである。国際ショッピングセンター協会(ICSC)3)の定義によると

ベビーブーマーを中心とする富裕層が多く住

<sup>3)</sup> 国際ショッピングセンター協会 (ICSC) http://www.icsc.org

#### む地域に隣接

売場面積(アメリカではリーシング面積)が 14.000㎡~50.000㎡

オープンエアーのショッピング・センター アップグレードの専門チェーンが入店してい る

地元の専門店が入店したり, 小型の百貨店が 核店舗となる

フルサービスのレストランや映画館・劇場が 併設されている

全体がデザインとして統一された街であるこ と

アメニティには公園・水辺など憩いの場をイ メージさせるものがある

駐車場からアクセスしやすい

がライフスタイルセンターの定義ということに なっている。わが国の場合、必ずしもこの定義 に合致しているわけではないが、おおむねアメ リカ型のライフスタイルセンターを模している。 ライフスタイルセンターが注目される背景とし て、いくつかの点が指摘できる。一つには、商 圏を極大化しようとすれば規模の競争になって しまい、規模の小さなショッピング・センター の生き残りが難しくなる。独自のコンセプトを 持ち、商圏内占有率の極大化を目指すことです みわけを図ることである。2つ目には、限られ た面積を有効に使うには、販売効率が低く家賃 も格段に安い総合量販店を排除し、テナントの バラエティを揃えることで魅力あるまち作りを 行う。3つ目として、周辺との調整に時間のか かる大型店を作るより、地元に歓迎される小規 模な施設を作ることで開発コストを抑える。く わえて、子供が巣立ったベビーブーマー達に大 人のロハスなライフスタイルを提供するという コンセプトが盛り上がり、ライフスタイルスト アのアンスロポロジー (Anthropologie: 年収 2000万円以上のキャリアミセスを対象とした ファッションアイテムやホームファニシング等 トータルなライフスタイル提案を行う)やク レート&バレル(Crate & Barrel:家具やキッ チン小物, インテリアを扱う) ミセス向け業態

やインテリアチェーンが急成長している。

改正まちづくり3法の施行で大型施設の開発 が抑制されれば、新設のショッピング・セン ターが小型化する一方で既存ショッピング・セ ンターの改装・改築計画が急増してくることが 想定され、ライフスタイルセンターをコンセプ トとしたショッピング・センターが急増する事 になろう。コンセプトや環境にライフスタイル センター的要素を折り込む程度のものが大半を 占めると思われるが、出店するテナントにとっ て核店舗に大型量販店が入らないという基本が 守られれば明らかなメリットとして期待できる。 反面、集客力に勝る大型量販店がないというこ とは、自らの手で集客しなければならないとい うことであり、顧客にとって魅力を感じてもら えるテナントミックスがなされなければならな い。いま、多くのショッピング・センターで集 客力のあるテナントが特定化しつつあり、どこ のショッピング・センターに行っても同じテナ ントが目に付くという現象が起こっている。そ れぞれの環境や立地条件、商圏によって求めら れるテナントにも集客力だけでなく独自性も必 要となる。地元の専門店に出店を要請したり. いくつかの専門店の組み合わせで相乗的な品揃 え効果を高めたりと、テナントミックスに工夫 が求められる。

このところアメリカでは、住居空間と商業空間の融合した施設づくりが進められている。改正まちづくり3法の目指すコンパクトシティに近い発想といえる。ライフスタイルセンターの定義通り、比較的裕福なアッパーミドルクラスの住む地域にいくつかの事例が生まれてきている。ライフスタイルセンターのもうひとつの特徴であるオープンモール形態の環境を兼ね備えた事例として注目できるのが、ロサンゼルス郊外にある「ザ・グローヴ」である。ここは1934年開業の「ファーマーズ・マーケット」に隣接して開発されている。敷地面積が81,000㎡、テント数は55店と、ショッピング・センターとしては小規模ではあるが、1930年代のロサンゼルス

の町並みを再現すると言うデザイン・コンセプ トに統一され、敷地内の公園にはシンボルとし てロサンザルスを代表する樹木である巨大な ジャカランタが植えられ、快適な木陰を生み出 している。また、池にはコンピューター制御の 噴水があり、買い物客の憩いの場になっている。 また. ファーマーズ・マーケットとタウンスク エアをつなぐメインストリートには、短い距離 ではあるが、2階建てのオールドスタイルの路 面電車が走っており、エンターテイメントとし ての演出がなされている。核となっているテナ ントは高級百貨店の代表ノードストロームであ るが、同店の中での最小フォーマットの10,000 ㎡、1フロアでの展開となっている。他にシネ マコンプレックスや、書店のバーンズ&ノーブ ル. アップル・コンピューター直営店などが出 店している。さらに、バナナリパブリック.



正面がアバクロンビ&フィッチ



メインストリート

ギャップ、アバクロンビ&フィッチなどのナショナルチェーンや、ギャップキッズやベビー子供向けの家具家庭用品のポッタリーバーン・キッズをはじめ、ベビー子供に関するテナントも揃う。また、飲食については地元の有名店を中心に、グレードの高い高級店からファミリーで利用できるカジュアルなものまで幅広い店がそろっている。ファーマーズ・マーケットとザ・グローヴの背景には典型的な中密度のサバーブ(Suburb:都市近郊住宅地)が広がっており、開放的なオープンモールとマッチしている。

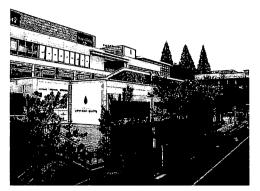
## 4) 日本でのライフスタイルセンター

前述した若葉ケヤキモールは一応日本型ライフスタイルセンターの典型事例と言える。ザ・グローヴに比べると、規模も1/3以下であり、ターゲットとしている顧客層も必ずしもアッパーミドルと言うわけではないが、ハイグレード食品スーパーを入店させるなど相応の努力の後が見られる。

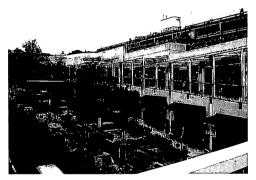
2003年に神奈川県の湘南藤沢にオープンした「湘南モール」はわが国のライフスタイルセンターの先駆けと言われている。敷地面積45,000㎡,延床面積75,000㎡,テナント数103店と比較的大きな施設となっている。大和ハウスの子会社がデベロッパーとして開発した施設で、核テナントにハイグレードを売りにしている食品スーパー三和、トイザラス、家電量販店のノジマなどが入店している。周辺は、いわゆる湘南の高級住宅地にも近く、ライフスタイルセンターとしての基本要素は押さえている。

同じく2003年、名古屋市千種区にオープンした「星が丘テラス」は、名古屋郊外の高級住宅地である星が丘に隣接するライフスタイルセンターである。延床面積は13,000㎡と小規模であるが、オープンエアーの日本では珍しい施設といえる。バナナリパブリックや無印良品など43店舗が入店しており、ライフスタイルセンターの特徴である核テナントが存在しない。ただし、三越星が丘店と隣接した立地であることから、

外観上は三越を核とした一体的な施設として機 能している。



東館の外観、公道を挟んで西館



西館の外観



西館の奥の建物が三越星が丘店

#### 5) タウンセンター開発

全く新しい街を作る。タウンセンターはこうしたコンセプトで開発された新しい街に展開さ

れる商業施設である。大型店の出店を規制する 改正まちづくり3法でも、大規模再開発事業や 都市計画の一環としての開発に際しては例外的 に扱われることになっている。住宅だけでなく 生活や仕事に必要な公的施設や郵便局. 病院. 図書館、ビジネスサポートセンター、銀行、ホ テル等々の施設を整備し、商業施設やコミュニ ティ施設が一体となった地域住民のコミュニ ティを形成しうるような開発の中核となる商業 施設がタウンセンターである。アメリカ・ダラ ス郊外の「レガシータウンセンター」は22万坪 という広大な都市開発が行なわれ、1999年 45,000人, 現在では50,000人が生活する街であ る。この街を取り囲むように、ペプシコ、キャ ドバリーといった世界的な企業の本社が点在し ており, 商業施設を中心に住宅や病院, 老人 ホーム、ホテルなどが開発されている。タウン センターにおいても、従来型のエンクローズ ド・モールは影を潜め、オープンモールや住居 やオフィスもあるミックスドユース型に移行し ている。

2008年10月にオープンした埼玉県越谷の「越谷レイクタウン」は日本型タウンセンターと言える。都市基盤機構(UR)が開発する越谷ニュータウン(総開発面積225.6ha.)の中核的な施設であり、JR新駅につながるニュータウン全体の中心的役割を担っている。開発主体はイオン・グループで、敷地面積262,000㎡、延床面積365,000㎡、テナント数が565店舗、駐車台数8,200台とオープン時において日本最大のショッピング・センターを謳っている。

# 4. 改正まちづくり3法の今後の課題

法改正がなされて1年。同法に沿っての開発 申請が事業化され始めたいまの段階で、その課 題を議論するのは早すぎる感もあるが、これま での小売行政の流れを踏まえていくつかの課題 を整理しておきたい。

第一の課題は、中心市街地の小売業の活性化である。これまでも、商店街の振興策やまちづくりに向けたさまざまな助成策と同時に、多大

な資金も投入されてきたにもかかわらず、期待 された結果とは程遠い現実である。なぜゆえに、 こうした施策がうまく機能しなかったのかにつ いての検証が必要と思われる。これまで振興策 や助成策が行われても、その結果についての検 証作業が行われることはなかったし、補助金を 投入した側からのオフィシャルなコメントは聞 こえてこない。これまでに行われたいくつかの 事例をもとに、筆者なりに原因と思われる項目 を整理してみた。

既述したように、わが国の小売業の多くは、 個人経営の零細・中小規模のものが多数を占め ている。規模が小さいということは、店の経営 に関して組織的、計画的に行うというよりは、 経験と実績をベースに店主の感覚的な経営が行 われているケースが多い。くわえて、商店街や 商店会という組織は個別商店の任意性の強い連 合体であり、各店の利害が一致することは限ら れている。たとえば、商店街の振興策が提示さ れても、その受け止め方は千差万別、それぞれ の経営者の思いをまとめるにしても最大公約数 的なまとめしかできないといのが現実である。 まちづくり3法の下、TMOが機能不全に陥っ た理由も、商業者を代表する委員がその母体で ある商店街の意見を集約できないところにあっ た。たとえ TMO で成案を見ても、その結果が 必ずしも受け入れられるわけでもなく、それを 説得する機能を持っているわけでもない。

中心市街地の活性化は、個別の店舗の活性化が積重なって実現するものであり、個別店舗の取組みのない活性化策はありえない。大型店の進出が地元中小小売業の生存を脅かすという議論がある。たしかに、品揃えも豊富で値段ももい大型店が進出してくると多くの顧客が奪われるのは事実である。しかし、大型店の進田来である。しかし、大型店の進田来である。とかけでのニーズが大型店だけで満たされるわけではない。大型店が補えないもの、補いされないサービスを提供することでの棲み分けは可能である。必要なことは、棲み分けるため

に個々の小売店自らが工夫することである。個別の店単位の活性化に向けての取組みを積み上げ、商店街としての集積化ができなければ、どんな振興策を持ってきても、補助金を投入しても期待される成果に結びつくことはない。

次に課題となるのは、零細・中小小売業の事 業継承問題である。店主の高齢化の伴い、もと もとあまり魅力を感じられない小売業を継承す る人がいなくなっている。中小企業基盤整備機 構の調査<sup>4)</sup>によると、「2001年から2004年にか けて廃業した中小企業は17.2万社から29.0万社 に増加しており, 近年の廃業率の上昇は, 個人 企業における事業主(自営業主)の高齢化に伴 う引退が大きな原因になっている」と報告され ている。事業継承ができない小売業がいる反面, 新たに小売業に挑戦しようとする人もたくさん 存在している。小売業の創業を支援する制度や 取組みも各方面で積極的に行われている。こう したギャップを埋める仕組み作り、たとえば、 店の所有権と営業権の分離する制度とか、公的 機関が間に入ってその調整を推進する仕組みと かを考える必要がある。

最後に、中心市街地の最大の問題は地価である。大都市はもとより、地方都市であって高額で市街地の地価は周辺部に比べ明らかに高額である。中心市街地に進出しようとするならば、その地価を吸収できる利益を見込まなければならない。規模の小さな小売業はもともと利幅が小さく、大型店であっても利益を見込める一部業種に限られてしまう。このことは、コンパクトシティにおける住居空間の確保についても同じことが言える。開発を助成したり抑制したりという管理型の考えではなく、より積極的に中心市街地に進出しようと思わせるようなインセンティブ型の施策が必要と思われる。

改正まちづくり3法が施行され、新たな枠組 みの中でのまちづくりがスタートする。小売業 は最終消費をする消費者との直接の接点であり、

http://www.smrj.go.jp/kikou/info/bizinfoplaza/sinko/h18/017873.html

財団法人中小企業基盤整備機構

消費の完結点としての重要な役割を担っている。 消費が低迷すれば生産にブレーキがかかり、生 産にブレーキがかかると企業の活力が失われて いく。逆に、どれだけ川上から圧力をかけても、 最終接点である小売業が活性化しなければ市場 が活性化することはない。小売業活性化の原点 は個々の小売業における独自の経営努力と工夫 だと思っている。意欲のある小売業を支え,支 援する施策としてこの法律が機能することを期 待するものである。

(受理 2008年12月18日)